

出入国在留管理政策懇談会第8回会合資料における補足説明

項番	資料頁等	項目	説明
1	資料①P12	受入環境整備交付金の決定方法、交付率及び使途について	受入環境整備交付金は、その運営上、外国人住民数による区分に応じた額を限度額とし、入管庁の予算の範囲で決定する。 交付率は、新たな一元相談窓口体制の構築、拡充を支援する「整備事業」の場合は必要経費の10分の10、一元相談窓口体制の維持、運営を支援する「運営事業」は、必要経費の2分の1が交付され、運営事業の地方公共団体負担分は、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている。 なお、運営事業の使途は約8割が人件費であり、残りは翻訳ソフトウェアの利用料などに充てられている。
2	資料①P14	外国人支援コーディネーターのなり手について	在留外国人の相談に対応する一元相談窓口等で業務に従事している地方公共団体の職員のほか、地方公共団体から相談業務の委託等を受けている国際交流協会などの職員が養成研修を受講し、外国人支援コーディネーターに認証されている。なお、令和7年度は、養成研修を2回実施し、地方公共団体又はその委託等を受けた国際交流協会等の職員計120名が参加している。
3	資料①P27	ウクライナ避難民の在留状況について	令和7年9月30日時点でウクライナ避難民として受け入れた者の人数は2,825人である。他方、同日時点で我が国に在留するウクライナ避難民は1,942人であり、その差が我が国を出国した者の数である。